

建設業法等における技術者制度に係るQ & A

建設業法における技術者の配置等について、本県に寄せられた質問のうち参考になると思われるものについて、Q & Aとしてとりまとめたので、参考にしてください。

なお、建設業法第26条において規定される、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者の配置等については、「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号。以下「技術者制度運用マニュアル」という。）」等において、その運用が通知されていますので、基本的な制度の概要等については、同マニュアル及び「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ & A」（国土交通省中国地方整備局建政部計画・建設産業課）を参照してください。

※請負代金の額は、全て消費税を含んだものを言います。

Q 1 経營業務管理責任者が、現場の主任技術者になることができるか。

A 1 建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請契約の締結等、本来の経營業務管理責任者の業務に支障のない場合は、経營業務管理責任者が現場の主任技術者になること自体は違法ではない。現場に専任で配置しなければならない主任技術者又は監理技術者についても同様である。

Q 2 専任技術者が、現場の主任技術者・監理技術者になることができるか。

A 2 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているが、次の全ての要件を満たす者については、特例的に営業所の専任技術者が、現場の主任技術者・監理技術者になることができる。

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・専任性が要求される工事現場の主任技術者・監理技術者でないこと。

（参考：技術者制度運用マニュアルの「営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係」参照）

原則的には、上記のとおりであるが、発注機関によって、取扱いが異なる場合があるので、実際の運用については、各発注機関に確認すること。

Q 3 一括下請に付した場合（民間工事）でも主任技術者を配置すべきか。

（質問内容）

A 社が、民間の発注者から直接、4,100万円の土木工事（建設業法第26条第3項に規定する公共性を有する工作物に関する重要な工事で政令で定めるものに該当するものとする。）を請負い、事前に書面による発注者の承諾を得て、B社にこの工事を3,900万円で一括下請した場合、A社は主任技術者を配置しなければならないか。

また、A社が配置しなければならない技術者は、当該工事に専任でなければならないか。

A 3 A社は、主任技術者を当該工事現場に専任で配置しなければならない。

【理由】

建設業法第22条第3項の規定は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、同条第22条第1項及び2項に規定する一括下請負の禁止規定を適用しないとしているのみであり、同法第26条の規定による技術者の配置の規定が適用されないことにはならないため。

*なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の規定により、「公共工事」（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）については、建設業法第22条第3項の規定は適用されず、一括下請負は、全面的に禁止されている。

Q 4 県発注の道路工事（請負金額6,000万円、下請金額の総額4,500万円）とその道路の下に埋設されている下水道工事（市発注：請負金額500万円）について、市が、県の道路工事を施工している業者と契約した場合、技術者は、同一人で差し支えないか。

A 4 差し支えない。

（理由）技術者制度運用マニュアル(三(2))参照

「同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が複数の工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数の工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、当該監理技術者等は、これらの工事現場に専任の者でなければならない。」

Q 5 近接した工事における主任技術者の配置について

(質問内容)

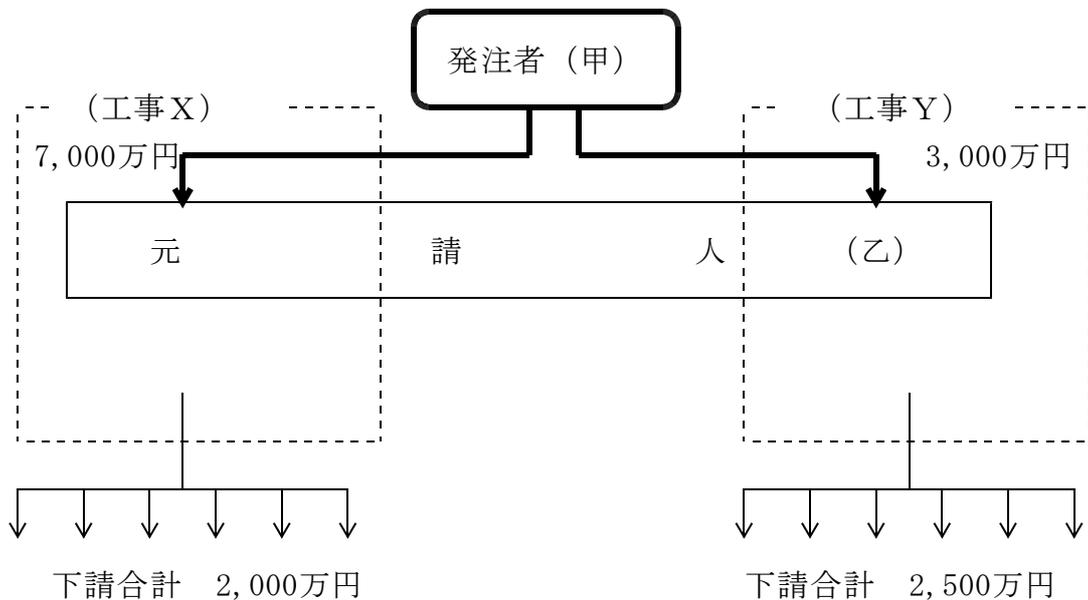
技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号）三(2)においては、「密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」とされ、「専任の監理技術者には適用されない」とされている。

この場合において、監理技術者の設置が義務づけられるか否かについて次のとおり照会する。

【設問】

発注者（甲）が、密接な関連のある工事で、近接した場所において施工する工事（道路工事X：請負金額 7,000万円）と（下水道工事Y：請負金額 3,000万円）を元請人（乙）に発注した。

- ① この場合、工事（X）について合計2,000万円の下請契約を締結し、工事（Y）について合計2,500万円の下請契約を締結した。乙は、これら2つの工事の配置技術者として、同一の専任の主任技術者（丙）を配置すればよいのか、監理技術者を配置すべきなのか。
- ② 工事Xに係る下請金額の合計が、4,500万円の場合、工事Xについては専任の監理技術者（丙）を配置し、工事Yについては丙とは別の専任でない技術者を配置すればよいと考えるが、どうか。



【回答】

- ① 密接な関連のある工事で、工事現場が同一又は近接した場所で施工するものであっても、2つの工事は別個の工事であり、主任技術者又は監理技術者技術者の

配置に当たっては、各工事ごとに検討されるべきものであるため、同一の主任技術者（丙）が、工事Xと工事Yの両方の工事の配置技術者になることは差し支えない。

② お見込みのとおり。

Q 6 土木及びとび・土工工事業のみの許可を受けている業者が、舗装工事を受注した場合、当該工事について主任技術者を配置しなければならないか。

A 6 建設工事の施工は、その工事現場における技術上の管理をつかさどる主任技術者を欠いて施工することは不可能であり、建設業法第7条第2号に規定する技術者の水準がいわば最低条件を求めていると考えられること、また、同法第26条第1項では、「建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、
・
・主任技術者を置かなければならない。」と規定しており、（許可を受けた）建設業者が請け負った工事については、全て技術者を配置すべきものと解釈するのが妥当であるとの見解もあるため、建設業者が許可を受けていない業種に係る軽微な工事を施工する場合でも、主任技術者を配置することが望ましい。

Q 7 2棟の共同住宅新築工事（造成工事、道路工事等は含まず、単に、共同住宅を2棟新築する工事とする。）を1つの契約として受注した場合、1棟であれば、4,000万円であるが、2棟になると8,000万円になる場合、配置技術者は専任させなければならないか。

A 7 2棟の工事現場が同一敷地内又は隣接している場合は、一体性のある工事として、技術者の専任が必要と考える。なお、この場合、2棟の技術者は同一の技術者で差し支えないものである。

一方、2棟の工事現場が離れた場所である場合には、建設業法第26条第3項の規定が、政令で定めるような重要な工事であるものについては、工事現場毎に、技術者の専任を求めていることに鑑み、技術者の専任は不要と考える。

Q 8 個人住宅に事務所を併設する併用住宅（1棟の建築物）の新築工事の施工を請け負った場合、事務所部分だけの施工金額であれば約2,000万円、全体の工事では8,000万円の請負金額になる場合、配置技術者は専任させなければならないか。

A 8 次の2つの条件を共に満たす場合は、戸建て住宅と同様であるものとみなして、

配置技術者の専任は不要である。(なお、この要件に該当しない場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。)

①事務所(非居住部分)の床面積が延べ面積の1/2以下であること。

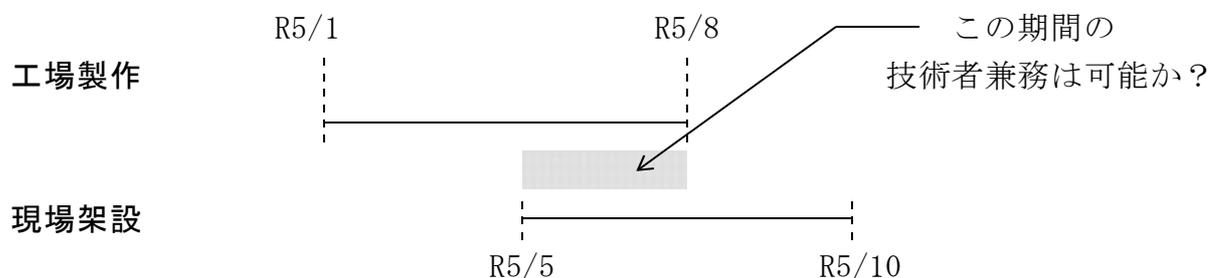
②請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、8,000万円未満であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第6条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添附される設計図書により求め、これと請負契約書に記載されている請負代金の額を基に、請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

Q 9 工場製作の期間における技術者の専任性について

(質問内容)

A社が、請負金額5,000万円の橋梁工事を受注(橋梁の製作・施工まで一括して請け負った場合)し、橋梁の工場製作を令和5年1月～8月まで行い、架設現場での工事を令和5年5月～10月まで施工する場合、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により当該工事現場に配置される主任技術者又は監理技術者は、工場製作過程と架設現場について、同一の者が兼務してよいか。



A 9 差し支えない。

【理由】

1つの建設工事請負契約に係る工事現場は原則として1つと考えており、上記の例においても、橋梁の製作工場と架設現場を併せて一つの工事現場と考えられるため、工場製作に係る技術者と架設現場における技術者について、同一の者が兼務することができる。

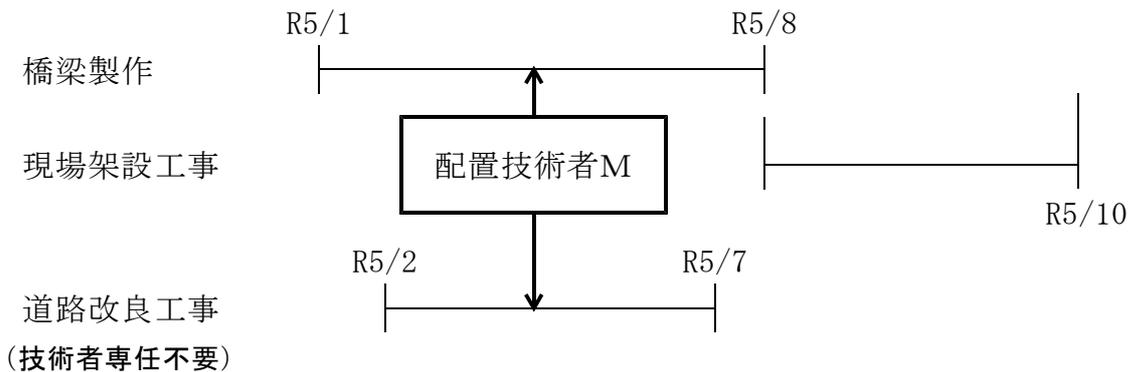
なお、工場製作のみが行われている期間(上記の図のR5/1～R5/4の間)においては、当該期間が設計図書若しくは打合わせ記録等の書面により発注者とA社の間で明確になっている場合に限り、当該配置技術者の現場への専任は不要である。

※なお、当該事案については、技術者制度運用マニュアル三(2)を参照のこと。

Q10 工場製作現場と他の工事現場における技術者の兼務について

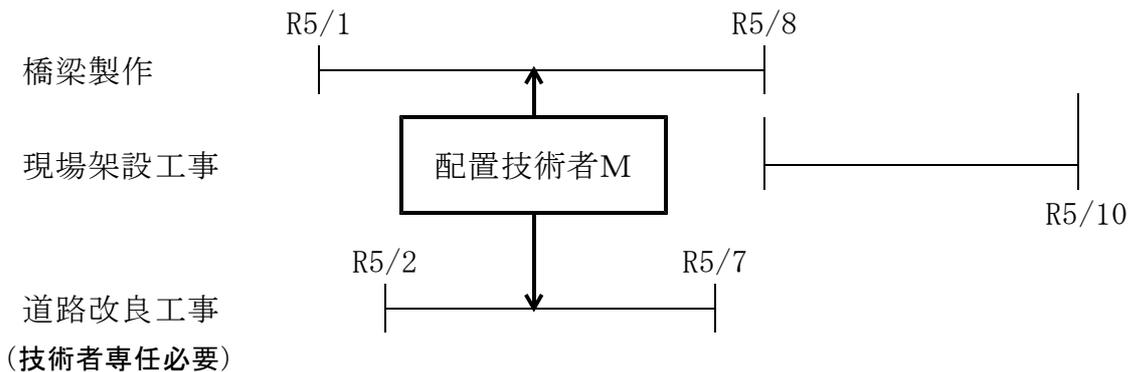
[質問内容: Q10-1]

A社が、発注者Xとの間で請負金額5,000万円の橋梁工事を受注（橋梁の製作・施工まで一括して請け負った場合）した。橋梁の工場製作を令和5年1月～8月まで行い、その後、架設現場での工事を令和5年8月～10月まで施工する場合、当該工事の配置技術者Mは、A社が発注者Yとの間で締結した請負金額1,000万円の道路改良工事（工期：R5/2～R5/7）の主任技術者を兼務することができるか。



[質問内容: Q10-2]

上記の質問で、A社がYとの間で締結した道路改良工事の請負金額が4,000万円の場合はどうか。



[回答: A10-1]

橋梁の工場製作のみが行われている期間は、配置技術者Mは、当該橋梁工事への専任配置は不要であるため、他の工事現場の主任技術者となることができる。ただし、橋梁の工場製作のみが行われている期間が、発注者と建設業者の間で、設計図書もしくは打ち合わせ記録等の書面により明確になっていることが必要である。

[回答：A10-2]

請負代金が4,000万円以上の道路改良工事は、建設業法第26条第3項の規定により、技術者の専任配置が必要な工事であるので、道路改良工事の配置技術者は、他の工事の主任技術者を兼務することができない。

一方、橋梁工事の配置技術者Mは、橋梁の工場製作のみが行われている期間においては当該橋梁工事に専任で配置される必要はないが、道路改良工事において技術者の専任配置が必要なため、橋梁工事と道路改良工事の主任技術者を兼務することはできない。